

長浜市告示第213号

長浜市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱（平成25年長浜市告示第199号）の一部を次のように改正する。

令和8年4月1日

長浜市長 浅見 宣義

第4条第1項中「で」を「のうち」に改め、「様式第1号」の次に「。以下「申込書」という。」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 申込者は、本人による申込みであることを証するため、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は写しを提出しなければならない。

(1) 個人番号カード

(2) 運転免許証

(3) 旅券

(4) 官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書その他これらに類する書類（本人の写真が貼付され、かつ、有効期限内であるものに限る。）

(5) 前各号に掲げるもののほか、本人であることを証するため市長が適当と認める書類
第4条第4項を次のように改める。

4 前項の規定により代理人が第1項の規定による申込みをする場合において、当該代理人が成年被後見人の法定代理人又は前項第2号に掲げる者のときは、電子情報処理組織（長浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成30年長浜市条例第2号）第3条第1項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用する方法では申し込みできないものとする。

第4条に次の1項を加える。

5 第1項の規定による申込みは、市の窓口において直接提出するほか、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により行うことができる。

第5条を次のように改める。

（事前登録等）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、長浜市本人通知制度事前登録者名簿（以下「登録者名簿」という。）に登録するとともに、長浜市本人通知制度登録通知書（様式第2号）により当該登録をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において、申込書に形式上の不備があると認めるときは、申込者に対して相当の期間を定めてその補正を求めることができる。この場合において、申込者が期限までに補正を行わないときは、当該申込みを取り下げたものとみなす。

3 市長は、第1項の規定により登録したときは、住民票の写し等を交付する際に、登録

者名簿に当該登録をした者（以下「事前登録者」という。）であることを確認できるよう必要な措置を講じなければならない。

第6条第1項中「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同条第2項中「第4項」を「第5項」に改める。

第7条中「様式第3号」を「様式第4号」に改める。

様式第3号を様式第4号とし、様式第2号を様式第3号とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第5条第1項の規定は、この要綱の施行の日以後の申込みについて適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。